

# 川上ダムモニタリング部会

## 設立趣旨

川上ダムでは、平成 12 年 8 月に設置した「川上ダム自然環境保全委員会」の指導・助言を得ながら、自然環境の保全に取り組んできた。平成 21 年 7 月には、環境影響評価法に基づく環境影響評価と同等の内容で行った環境影響予測の結果を取りまとめ、「川上ダム建設事業における環境保全への取り組み」として公表した。

ダム等の管理に係るフォローアップ制度は、国土交通省直轄及び水資源機構所管のダム等を対象に、ダム等管理フォローアップ委員会を設け、管理段階における洪水調節実績、環境への影響等の調査（以下「フォローアップ調査」という。）及びその結果の分析と評価を一層客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に資するとともに、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的としている。

このフォローアップ制度では、フォローアップ調査の一環として、調査の開始段階においては、フォローアップ調査の内容よりも詳細に環境変化などを分析・評価するために、モニタリング調査を実施することとしている。

川上ダムは、令和 3 年度から試験湛水を行う予定であることから、フォローアップ制度に基づき、試験湛水開始年度の前年度である令和 2 年度から概ね 5 年間にわたりモニタリング調査を行う予定である。

については、川上ダムのモニタリング調査が実施される期間において、「近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会」規約第 5 条第 1 項に基づき、川上ダムに関するモニタリング調査計画の策定及びその調査結果の分析・評価について指導・助言を得るために、「川上ダムモニタリング部会」を設置するものである。